

特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係るものです。

また、この公告による調達は、競争入札参加資格確認申請及び入札を郵便により行うほか、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」といいます。）により行います。

令和4年3月25日

奈良県知事 荒井正吾

## 第1 競争入札に付する調達の内容

### 1 入札物件

奈良県土木積算システム提供業務等委託

### 2 入札案件の数量及び特質

奈良県土木積算システム提供業務等 一式

詳細は、仕様書によります。

### 3 履行期間

（開発期間）契約締結日から令和4年6月30日まで

（運用期間）令和4年7月1日から令和9年3月31日まで

### 4 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県県土マネジメント部技術管理課土木積算情報係

### 5 その他

詳細は、仕様書によります。

## 第2 入札方法

1 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札は、電子入札システムを利用して行います（「奈良県物品・役務電子入札等

システムポータルサイト」[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid=26215.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid=26215.htm)から確認できます。)

### 3 郵便入札の可否

電子入札システムを利用できない場合は、郵便による入札書の提出により入札に参加することができます。

### 4 その他詳細は、入札説明書によります。

## 第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から5まで（郵便による入札書の提出により入札に参加する場合にあっては、4を除きます。）のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

### 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### 2 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q2①システム開発又は②電算業務に登録をしているものであること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

### 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

### 4 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。

### 5 この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

### 6 国、都道府県、政令指定都市、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等又は前身の組織及び団体（当該事実が奈良県で確認できるものに限る。）をいう。）又は公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる法人をいう。）で、土木工事積算システム（WEB型又はクライアントサーバ型）の構築、

改良又は保守管理業務について、過去5年間（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）に12ヶ月以上の元請実績を有し、それを完了している者であること。

#### 第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第5の3に示す期限までに、入札説明書4に示す方法により競争入札参加資格確認申請を行い、第3に示す要件を満たしているかの確認を受けなければなりません。

#### 第5 入札手続等

##### 1 入札説明書及び仕様書の交付

###### (1) 交付方法

奈良県総務部デジタル戦略課のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/10452.htm>

###### (2) 交付期間

令和4年3月25日（金）から同年5月10日（火）まで

##### 2 入札説明会の日時及び場所

実施しません。

##### 3 競争入札参加資格確認申請の期限

令和4年4月18日（月）午後5時（期限までに到着したもののみ有効とします。）

##### 4 入札書の提出

###### (1) 入札を電子入札システムにより行う場合

電子入札システムにより、入札書に必要事項を入力し、競争入札参加資格確認審査結果通知を受けた日から令和4年5月10日（火）午前10時までの間に電子入札システムのサーバーへ入札書が到着するように送信しなければなりません。

なお、電子入札システムの利用可能時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除きます。）の午前8時30分から午後8時までです。

###### (2) 入札を郵送により行う場合

書留郵便に限ります。書留郵便の封書の表面に「奈良県土木積算システム提供業務等委託に係る入札書在中」と朱書して、令和4年5月9日（月）までに第6

の1に示す場所に到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合がありますので、入札書は、初度入札（1回目）に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書の提出を認めるものとします。

## 5 開札

### (1) 場所

奈良県県土マネジメント部技術管理課（奈良県分庁舎6階）

### (2) 日時

令和4年5月10日（火）午前10時30分

## 6 入札執行回数

入札執行回数は、2回を限度とします。初度入札（1回目）において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合の再度入札（2回目）は、令和4年5月10日（火）午後3時以降に開札を行います。

7 その他詳細は、入札説明書によります。

## 第6 問合せ先

### 1 競争入札参加資格審査の申請場所、入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部技術管理課土木積算情報係（奈良県分庁舎6階）

電話番号 0742-27-7607（ダイヤルイン）

### 2 電子入札システムの操作に関する問合せ先

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0570-021-777

Email [sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

受付時間は、月曜日から金曜日まで（休日を除きます。）の午前9時から午後5時30分までです（正午から午後1時までを除きます。）。

## 第7 その他

### 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

### 2 入札保証金

免除します。

### 3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号に該当する者であるときは、免除します。

### 4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札及び契約締結権限のない者のICカード（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。以下同じ。）を使用して行った入札
- (3) ICカード等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用して行った入札
- (5) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (6) 奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札書と内訳書の整合性がとれない入札

### 5 契約書作成の要否

要します。

### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

### 7 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

### 8 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す競争入札参加資格の確認の手続が必要です。）

### 9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由

があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替える

ものとしします。

11 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

第8 Summary

- 1 Subject of the bid: Development and Maintenance of a cost integration system for the public works of Nara Prefecture
- 2 Time limit for tender by electronic bidding system: 10:00 a.m., May 10, 2022
- 3 Time limit for tender by mail: May 9, 2022
- 4 Contact point for the notice: Technology Management Division,  
Infrastructure Management Department, Nara Prefectural Government  
[Nara prefectural Government Office, Annex 6F]  
30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 Japan  
TEL 0742-27-7607